

**甲府市**  
**地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務**  
**提案募集要項**

甲府市教育委員会  
令和7年9月

## 目 次

<b>1. 募集の趣旨</b> .....	<b>1</b>
(1) 募集の背景と目的 .....	1
<b>2. 業務概要</b> .....	<b>2</b>
(1) 業務名 .....	2
(2) 業務内容 .....	2
(3) 履行期間 .....	2
(4) 納入場所 .....	2
(5) 委託料上限額 .....	2
<b>3. 参加条件</b> .....	<b>2</b>
(1) 参加者 .....	2
(2) 参加者の制限 .....	3
(3) その他失格事項 .....	3
(4) 応募に関する留意事項 .....	4
<b>4. 契約までの流れ</b> .....	<b>5</b>
(1) 募集要項の公表 .....	5
(2) 質問の受付・回答 .....	6
(3) 参加申込 .....	6
(4) 選考審査 .....	9
(5) 優先交渉権者の選考・結果通知 .....	11
(6) 優先交渉権者交渉 .....	13
(7) 契約の締結 .....	13
(8) 予算の議決 .....	13
(9) 契約及び支払方法 .....	13
(10) その他 .....	13
<b>5. 問合わせ先</b> .....	<b>13</b>

## 1. 募集の趣旨

### (1) 募集の背景と目的

国の「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」及び山梨県の「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、令和6年度より、地域クラブ活動を開始しました。

また、令和7年7月に策定した「第2期 甲府市スポーツ推進計画」では、基本方針 1「子ども運動機会の充実」を掲げ、「(3) 地域クラブ活動の推進」の中で、学校部活動の地域移行（以下「地域展開」という。）を積極的に進めていくとしています。

地域展開を円滑に進めていくためには、地域クラブに参加する生徒、保護者、指導者及び教育委員会の間で円滑な情報共有を図るための「連絡ツール」を導入すること、地域クラブの制度や活動状況等を広く周知し、子ども達のスポーツ文化・芸術活動の体験機会の創出につなげる「地域クラブポータル」を設置すること、さらには、生徒、指導者、保護者にとって安全・安心かつ持続可能な地域クラブ活動を支えていくための相談窓口を設置すること等のほか、地域展開に係る業務の効率化を図ることが急務であります。

本業務は、これら地域展開に必要な業務を一元管理する総合プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）を構築し、その後も長期（令和10年3月31日まで）にわたり本市の地域クラブ運営を支援する体制を整備するものであり、これに必要な豊富な経験、ノウハウ及び高度な専門知識を有する民間事業者等に対し「成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）」による「成果発注」によって業務を委託するものです。

本募集は、本業務における最も優れたパートナー（以下「優先交渉権者」という。）をプロポーザル方式で選考するものであり、本市地域クラブのプラットフォームの構築・運営等を民間事業者等から一括して提案いただくことを目的に実施するものです。

優先交渉権者は、プロポーザル時に自らが提案した内容に基づき、本業務の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、当該計画を契約書類の一部として、教育委員会と契約に向けた詳細協議を行います。

また、詳細協議が合意に至った場合において、甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務契約（以下、「業務契約」という。）を締結し、受託者は、実施計画に基づいた業務を行うものとします。

なお、本業務は解除条件付きの募集であり、協議が成立した場合においても、令和7年12月議会において、地方自治法第214条に基づく債務負担行為に設定が承認されない等の事由により、実施に至らない場合があります。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務

### (2) 業務内容

別冊「甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務成果水準書（以下「成果水準書」という。）による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

### (4) 納入場所

甲府市教育委員会 生涯学習室 スポーツ課

### (5) 委託料上限額

令和 7 年度から 9 年度の 3 年間で 19,220,000 円。

いずれも消費税及び地方消費税相当額を含む。

## 3. 参加条件

### (1) 参加者

- ① 参加者は、自らが企画提案する事業を実行する意志を持ち合わせ、本業務を的確に遂行するための能力、技術及び組織（人員体制）を有する単独企業又はグループ（複数の企業の共同体等）とします。
- ② グループで応募する場合は、業務の遂行を総括する代表事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるとともに、各事業者の構成と役割分担を明確にしたうえで、責任者を定めるものとします。
- ③ 代表事業者は、トラブル発生時における迅速な対応を図っていただく観点から、業務を円滑に行うための拠点（本店・支店・営業所）が甲府市内に立地していることが望ましく、また、グループを構成する事業者や下請事業者等（以下「協力事業者」という。）の選定にあたっては、甲府市内の事業者（甲府市内に主たる営業所がある企業。法人の場合は、事実上の本店所在地、又は登記簿上の本店所在地が甲府市内にある企業等のこと）を優先して選定することに配慮するものとします。
- ④ 代表事業者及び協力事業者（以下「応募者」という。）は、本業務を遂行するために必要な資格や業務経験を有した者に対し、「第 2 期 甲府市スポーツ推進計画」の基本方針 1「子ども運動機会の充実」中、「(3) 地域クラブ活動の推進」の内容を理解させたいと本業務に従事させるものとします。
- ⑤ 代表事業者は、業務の遂行を総括する管理責任者を定めるものとし、当該管理責任者は、本業務の遂行に必要な知識と経験を豊富に有する者とし、常に業務全体を把握するとともに、業務に従事する者を指揮・監督し、業務の円滑な進捗に努めるものとします。

## (2) 参加者の制限

次の①～⑤のいずれかに該当する者は、応募者となることができません。また、本要項に従い提出された応募様式等を山梨県警察本部等へ照会することに同意できない者も同様とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされている者。
- ④ 本業務の公告日から契約締結日までの間に本市の指名停止を受けている期間が含まれる者。
- ⑤ 次に該当する者。

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。
- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められる者。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員。
- 国税及び地方税に滞納がある者。

## (3) その他失格事項

提出書類に虚偽の記載があった場合、応募者が審査の公平性に影響を与える行為を行った場合は、失格とします。また、応募者や応募内容が、次に該当する又は協議等の過程で該当することが判明した場合（教育委員会が該当していると判断した場合を含む）は、実施に向けての検討又は協議を中止します。

- ① 法令や公序良俗に反する場合。
- ② 政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚している等、行政の中立性を損なうものと教育委員会が判断した場合。
- ③ 業務の実施に関し、関係法令等に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合。
- ④ プロポーザルの実施にあたり、教育委員会が行う応募者や応募内容の把握等の作業に対し、応募者の協力が得られない場合。
- ⑤ 本市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その他連携を図ることが適当でないと教育委員会が判断した場合。

## (4) 応募に関する留意事項

### ① 費用負担

応募に関する書類作成及び提出等のすべての費用は、応募者の負担とします。

### ② 提出書類の取扱い・著作権

- 提出された提案書類の著作権は、応募者に帰属しますが、応募書類は返却しません。ただし、応募者が本業務の受託者となった場合、その著作権等は教育委員会に帰属するものとします。また、事業実施時における法令等適合のリスクは、受託者に帰属するものとします。
- 教育委員会は、本応募によって知り得た内容について、提案した事業者の知的財産に配慮し、内容及び応募者に関する情報等の保護を徹底し、庁内・関係機関と調整する場合にのみ使用するものとします。また、本プロポーザル以外の目的で応募書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。
- 企業秘密等、応募者が不利益を被るおそれのある情報は、極力記載しないよう留意するとともに、当該情報が含まれる場合は、該当箇所を明確にする等、適切な措置を講じてください。

### ③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法などを使用した結果生じる責任は、受託者が負うものとします。

### ④ 教育委員会が提示する資料の取扱い

教育委員会が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者にもらしてはなりません。

### ⑤ 複数提案等の禁止

1つの事業者が複数の応募をすること、また、複数の応募者として参加することを禁止します。

### ⑥ 従事者変更の禁止

受託後は、原則従事者の変更は認めないものとしますが、やむを得ない事情が生じた場合、教育委員会との協議により教育委員会がこれを認めたときはこの限りではありません。

### ⑦ 提出書類の変更禁止

提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、教育委員会が変更を認める場合を除き、提出した書類の変更は禁止するものとします。

なお、書類内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、教育委員会から疑義事項を照会することがあります。

### ⑧ 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とします。

## ⑨ 応募の性質

- 本プロポーザルで提案いただいた内容は、本市の予算に基づいて事業化するものとし、当該予算案が議会で承認された場合において、契約を締結するものとします。
- 当該予算案が否決又は減額修正などされた場合は、契約内容を再協議するものとし、合意できた場合に限り、契約を締結するものとします。
- 優先交渉権者交渉及び協定の期間内において、教育委員会から本要項に含んでいない業務の検討・提案を求める場合があります。
- その際、教育委員会の認める水準を上回る提案がなされたときは、当該業務の優先交渉権を付与するものとし、提案をもとに策定した予算の成立をもって契約変更するものとします。

## 4. 契約までの流れ

本業務の提案募集及び選考等は、次のスケジュールで行います。

(1)	募集要項の公表（告示）	令和7年9月3日（水）
(2)	質問受付	令和7年9月3日（水）～令和7年9月16日（火） ※ 17:00 必着
	質問回答	令和7年9月19日（金）
(3)	参加申込	令和7年9月19日（金）～令和7年10月3日（金） ※ 17:00 必着
	企画提案書の提出	令和7年9月19日(金)～令和7年10月10日(金) ※ 17:00 必着
(4)	選考審査	令和7年10月中旬
(5)	優先交渉権者の選考及び結果通知	令和7年10月下旬
(6)	優先交渉権者交渉	令和7年10月下旬～
(7)	契約の締結	令和8年1月以降

### (1) 募集要項の公表

募集要項は、甲府市 HP に掲載します。（紙媒体での配布は行いません。）

## (2) 質問の受付・回答

本業務に関する質問がある場合は、次により行ってください。

受付期間	令和7年9月3日(水)～9月16日(火) 17:00 必着
質問方法	質問書(第7号様式)を使用し、作成したWordファイルをE-mailに添付し提出してください。(電話や口頭での受付は行いません。)
送付先	甲府市教育委員会 生涯学習室 スポーツ課 地域移行係 E-mail : <a href="mailto:kyosports@city.kofu.lg.jp">kyosports@city.kofu.lg.jp</a>
送付件名	E-mailの表題は「甲府市地域クラブ プラットフォーム構築等業務 質問」としてください。
回答	○ 質問への回答は、令和7年9月19日(金)を目途に本市HPへ掲載するものとし、電話や口頭での対応は行いません。 ※ 回答内容は本募集要項と一体のものとして、同等の効力を持つものとします。

## (3) 参加申込

参加の申込みにあたっては、次の①～⑦の書類を紙媒体で1部、⑧の企画提案書を紙媒体で10部及び①～⑧(⑦を除く)の電子ファイル(PDFファイル・DVD 保存)を1部提出(持参又は郵送)ください。

提出期間	①～⑦の書類及びデータ：令和7年9月19日(金)～10月3日(金) ⑧の書類及びデータ：令和7年9月19日(金)～10月10日(金) ※ 期間内の土日祝日は除く
提出先 (担当者)	〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階 甲府市教育委員会 生涯学習室 スポーツ課 地域移行係(廣瀬・若尾)
申込受付時間	9:00～17:00
提出にあたっての 留意事項	○ 持参又は郵送で提出してください。(E-mailでの提出は不可) ○ 持参の場合は、事前に連絡のうえ、直接担当者に手渡してください。 ○ 郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けるものとし、郵送事故等については、提出した者のリスク負担とします。 ○ 書類到着の確認は、電話での問い合わせを可とします。
その他	○ 提出いただいた書類(提出書類)は返却いたしません。 ○ 提出後の書類の内容追加、修正及び変更は原則として認めません。 ○ 提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて教育委員会から疑義事項を照会するものとします。 ○ 提出書類は、原則公開するものではありませんが、企業秘密等、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある情報は極力記載しないよう留意し、当該情報を含む場合は、該当箇所を明確にする等適切な措置を講じてください。

### ① 公募型プロポーザル参加申込書【第1号様式】

- 本様式は、代表事業者が作成してください。
- 代表事業者の名称、所在地及び代表者氏名等を記載し、代表者印を押印してください。
- 代表事業者は管理責任者を定め、当該管理責任者の所属、役職、氏名等を記載してください。
- 選考審査の実施日時及び場所等の連絡は、本様式に記載いただいた管理責任者の E-mail アドレスへお知らせします。

### ② 業務実績書【第2号様式】

- 本業務に携わるすべての事業者の実績等を記載してください。
- 協力事業者は、法人名、代表者氏名、所在地、入札参加資格及び実績を記載してください。
- 入札参加資格欄には、本市の競争入札参加資格を記載してください。(ない場合は「なし」と記載。)
- 各事業者は、責任者を定め、責任者欄に当該責任者の氏名を記載してください。
- 実績の記載にあたっては、各事業者が過去5年間で受託した直近の業務の実績(3件以内)を記載してください。(現在履行中のものも実績として評価します。)
- 実績の記載にあたっては、地方公共団体との契約実績を優先してください。
- 記載した実績が証明できる書類(契約書の写し等)を添付してください。
- 業務の概要は、その規模や内容がわかるように記載ください。
- 第2号様式に記載した応募者は、必ず「誓約書(第2-1号様式)」を作成してください。
- 誓約書は、事業者ごとに作成してください。
- 誓約書は、所在地、名称・代表者名及び代表者の生年月日を記載し、各事業者の代表者印を押印のうえ提出してください。
- 本市の競争入札参加資格のない事業者は、次の書類を提出してください。

- ・ 印鑑証明書(提出日前3カ月以内に発行されたもの)
  - ・ 商業登記簿謄本(提出日前3カ月以内に発行されたもの)
  - ・ 納税証明書(最新年度のもの)
  - ・ 財務諸表(最新決算年度のもの。写し可。)
- 最新決算年度の貸借対照表、損益計算書などの財務諸表を綴じたもの。  
貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出してください。

### ③ 事業者構成表【第3号様式】

- 本業務に従事するすべての者について記載してください。
- 記載は、事業者ごとに行い、協力事業者は法人名を記載してください。
- 役職欄には、各法人での役職を記入し、従事者の氏名及び本業務での役割を記載ください。

- 本業務に有用な資格や本業務と同種又は類似業務の実績を記載してください。なお、類似業務の実績がない場合は、実務経験年数を記載してください。
- 従事者欄は、必要に応じて行を加除し、本業務に従事する者すべてを記載してください。
- 本様式に記載する者は、各事業者と本応募実施の公告の日以前に3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限ります。
- 書類提出後の業務従事者の変更は認めません。やむを得ない理由により業務従事者を変更することとなった場合は、書面による引継ぎを行い、速やかに教育委員会に届出るものとします。

#### ④ 業務実施体制図【第4号様式】

- 本業務を受託し、業務を実施する際の体制を具体的に記載してください。
- 記載にあたっては、代表事業者とすべての協力事業者等を含めていただくとともに、各事業者の役割が分かるように記載してください。
- 既に作成している体制図等がある場合は、当該体制図の写しの添付で可とします。
- 業務実施における教育委員会と提案者の明確な役割分担を示してください。

#### ⑤ 業務工程表【第5号様式】

- 業務期間中における業務全体の項目と実施スケジュールを具体的に記載してください。
- 既に作成している工程表等がある場合は、当該工程表の提出で可とします。
- 各工程における教育委員会との役割分担を示してください。

#### ⑥ 価格提案書【第6号様式】

- 本業務における委託料の総額を提案してください。
- 提案額の内訳がわかる詳細資料を添付してください。（任意様式）
- 本様式は、代表事業者が作成するものとし、当該事業者の所在地、法人名及び代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

※ 提案いただく委託料には、消費税及び地方消費税を含むものとします。

#### ⑦ 関係書類

- 提案事業内容に必要な許認可書等の写し。

#### ⑧ 企画提案書【任意様式】

- 成果水準書 P4～11 を熟読のうえ「（1）プラットフォームの構築及び運用管理業務」及び「（2）指導者の確保・資質向上業務」について、具体的な提案を行ってください。
- 成果水準書 P 12～14 を熟読のうえ「（3）その他提案（自由提案）」がある場合は、自由提案書を提出してください。（提案がない場合は提出不要。）
- 用紙は A 4 判、横書き、文字サイズは 11 ポイント以上としてください。

- A 3判の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A 4サイズに折ってください。
- 企画提案書（自由提案を含む。以下「企画提案書等」という。）は、最大 50 ページ（表紙・目次は除く）とし、選考審査時において、企画提案書等を基に、30 分以内で説明出来るものとしてください。
- 企画提案書等は、別紙 3「優先交渉権者選考審査基準及び企画提案書記載項目」の順で作成してください。
- 企画提案書等は、説明がなくとも教育委員会職員が読んで理解できる簡易な内容としてください。
- 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔明瞭に記載し、意思表示を明確にしてください。
- 添付する資料は、必要最低限に留めてください。
- 提案書に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項となることに留意してください。
- 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとしますが、教育委員会が本提案の審査及び審査結果の報告のために必要な場合に限り、内容を無償で使用できるものとします。

#### (4) 選考審査

##### ① 審査概要

- 選考審査は、市の職員で構成する「甲府市地域クラブ総合プラットフォーム構築・運営等業務受託者選考審査委員会」（以下「委員会」という。）にて行うものとします。
- 委員会は、提出書類、見積金額及びプレゼンテーション内容等について総合的に審査を行い、最も適格とされる第 1 優先交渉権者と、次選の第 2 優先交渉権者を選考します。
- 第 1 優先交渉権者との協議が整わない場合は、第 2 優先交渉権者と協議を行うものとします。
- 参加申込者が 1 者の場合であっても本選考審査は実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を優先交渉権者として選考します。

##### ② スケジュール

選考審査の実施は、次のスケジュールで行います。

選考審査の実施日時及び場所は、応募のあった管理責任者あてに E-mail にて連絡します。

選考審査実施日時及び場所の連絡	令和 7 年 10 月 10 日（金）～10 月 17 日（金）
選考審査の実施	令和 7 年 10 月下旬

##### ③ 出席者数

選考審査への出席者は、5 名以内とします。

##### ④ 実施方法

- プレゼンテーションは、あらかじめ提出いただいた企画提案書に沿って実施してください。
- プレゼンテーションは、原則管理責任者が行うものとし、実施時間 30 分以内を厳守するものとします。
- 質疑応答は概ね 30 分程度とします。

- 審査会場にはプロジェクターを用意しますが、パソコンの接続等に必要な機器は各自持参してください。
- 提出書類等の内容と著しく異なる内容が提案された場合は、失格又は減点する場合があります。
- 選考審査の経緯及び審査内容は非公開とし、これらに関する問い合わせは受付けないものとします。
- 審査結果に対する異議申立ては受付けないものとします。
- 本選考審査の終了後において、必要に応じて追加ヒアリング等（文書、電話、E-mail での照会を含む）を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。
- 選考審査の参加等に要する費用は、すべて参加する事業者の負担となります。

#### ⑤ 中止

やむを得ない理由等により、教育委員会が本選考審査を中止する場合においても、参加等に要する費用については参加する事業者の負担とし、教育委員会には請求できないものとします。

#### ⑥ 辞退

参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届【第 8 号様式】を令和 7 年 10 月 17 日（金）までに提出してください。

#### ⑦ 失格

参加申込者が次のいずれかに該当した場合は、失格となります。

- 「3. 参加条件」を満たさなくなった場合。
- 提出書類等に虚偽の記載があった場合又は「提出期限」までに書類が提出されなかった場合。
- 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合。
- 参加申込者が、業務契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- 選考審査に参加しなかった場合。
- 審査の結果、合計得点数が全体の 6 割に満たない場合。
- 提案金額が「2. 業務概要」の「（5）委託料上限額」を超えている場合。
- 提案金額が次表に示した金額以下であった場合においても、成果水準書の内容を十分理解していないものとみなし失格とすることがあります。

令和 7～9 年度	委託料上限額（19,220,000 円）の 8 割（15,376,000 円）以下の提案をした場合
-----------	---

- 企画提案書記載項目において、提案内容の記載がない等の理由で、0 点となった項目があった場合にも、失格とすることがあります。

## (5) 優先交渉権者の選考・結果通知

### ① 優先交渉権者の選考方法

- 優先交渉権者の選考にあたっては、②の「優先交渉権者選考審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、委員会の採点により行うものとします。
- 採点の結果、合計点数が最も多い者を第1優先交渉権者として、次点を第2優先交渉権者として併せて選考します。
- 選考審査は参加申込者が1者の場合であっても実施し、その提案内容が審査基準を満たすと教育委員会が認めた場合、その者を第1優先交渉権者として選考するものとします。
- 総得点が1位であっても成果水準書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選考しないことがあります。
- 同点となった場合は、審査基準の企業評価点、企画提案評価点、プレゼンテーション評価点、価格評価点の順で、より上位である者を優先交渉権者として選出します。（それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定するものとします。）

### ② 優先交渉権者選考審査基準

#### A 価格評価点

第6号様式において各提案者から提案された価格について相対的に評価します。  
すべての提案者のうち、最低提案額を提案した者を満点とし、その割合で按分して評価します。

配点 20点 × (最低見積額 ÷ 提案見積額) ※小数点以下は切り捨て

#### B 企業評価点及び企画提案評価点及びプレゼンテーション評価点

各評価の判断基準は次のとおりとします。

評価点	判断基準	
5点	特に効果的な内容である。	(期待レベルを大きく上回る。)
4点	効果的な内容である。	(期待レベルを上回る。)
3点	平均的な内容である。	(ほぼ期待レベル通りである。)
2点	提案はされているが、内容が乏しい。	(期待レベルをやや下回る。)
1点	提案はされているが、内容が著しく乏しい。	(期待レベルを大きく下回る。)
0点	提案がされていない。	

審査委員の評価点の合計平均点（小数点第2位を四捨五入）をもって、その評価項目の得点とする。評価項目の得点と、評価点の満点（5点）の比率に、評価項目の配点を乗じて各評価項目の点数を算出する。以上のことから、各評価項目の提案書評価点は以下の計算式によって算出する。

「各評価項目の提案書評価点」  
= (評価項目の得点 ÷ 5点) × 評価項目の配点

### ③ 評価項目

評価項目	審査書類	配点	審査内容
1.企業評価点 (業務履行能力) (小計 25 点)	第 2 号様式	10	<b>業務実績等</b> 過去 5 年間の本業務と同種又は類似業務の実績を評価
	第 2 号様式 第 3 号様式 第 4 号様式	10	<b>業務実施体制</b> ① 本業務に有用な資格者数及び経験者数を評価 ② 事業者と教育委員会の明確な役割分担を評価
	第 5 号様式	5	<b>業務工程</b> 各工程の具体性と実現可能性を評価
2.企画提案評価点 (業務内容) (小計 150 点)	企画提案書	90	<b>プラットフォームの構築及び運用管理業務</b> ① 連絡ツールの構築 ② 地域クラブポータル構築 ③ 相談窓口（コールセンター）機能の構築 ④ 操作マニュアル等の作成 ⑤ プラットフォームの運用管理 ※ ①～⑤の具体性と実効性を評価
		30	<b>指導者の確保・資質向上業務</b> ① 指導者の確保 ② 指導者の資質向上 ※ ①～②の具体性と実効性を評価
	自由提案書	30	<b>指導者の確保・資質向上業務</b> ① 本業務と合わせて実施することによる相乗効果を評価。 ② 提案内容に対する本市負担額の妥当性を評価。 ③ 市の財政負担軽減と業務効率化等の効果を評価
3.プレゼンテーション 評価点 (小計 5 点)	・企画提案書 ・自由提案書	5	<b>業務の理解度・意識・説明能力</b> ① 業務の趣旨の理解度を評価 ② 業務に対する意欲・熱意を評価 ③ 簡潔明瞭なプレゼンかつ明確な質疑・応答を評価
4.価格評価点 (小計 20 点)	・第 6 号様式	20	<b>提案価格</b> 第 6 号様式で提出された見積額の相対評価
合計		200	

### ④ 結果通知

本選考審査を受けた各事業者には、結果のいかんにかかわらず E-mail にて結果を通知します。

送付先は、参加申込書（第 1 号様式）に記載された管理責任者のアドレスに送付します。

また、審査結果（第 1 優先交渉権者及び第 2 優先交渉権者の名称まで）を甲府市 HP へ掲載するものとします。

## (6) 優先交渉権者交渉

市は、優先交渉権者との協議により、受託者を決定します。

協議は、第1優先交渉権者から行うものとし、協議が整わない場合等においては、第2優先交渉権者と協議を行うものとします。なお、協議の際には、プレゼンテーション時の質疑応答において確認された業務内容に関する記録を提出していただくものとします。

## (7) 契約の締結

上記(6)の交渉が整った場合、優先交渉権者は、成果水準書と自らが提案する企画提案書の内容等を踏まえ、業務計画書案を作成します。当該実施計画書は、契約書類の一部として、契約交渉時に使用するものとし、教育委員会の承認を得るものとします。

優先交渉権者と教育委員会は、承認した業務計画書等に基づき、業務契約を締結します。

## (8) 予算の議決

教育委員会は、優先交渉権者等と協議を行い、協議が整った場合、その業務契約等に係る予算案を議会へ上程するものとします。

## (9) 契約及び支払方法

- (8)の予算案が可決された場合、優先交渉権者と契約を締結します。
- 予算案が減額された場合については、優先交渉権者と契約条件の変更について再協議を行い、合意に至った場合は、当該変更を踏まえた契約を締結するものとし、予算案が否決となった場合は、本業務の実施は取りやめとなります。
- 契約に至るまでに必要となる費用については、優先交渉権者の負担とします。
- 教育委員会は、各年度の業務完了後、成果の評価を行い、当該成果に基づいた委託料を受託者に支払うものとし、前金払い等は行わないものとします。

## (10) その他

本要項に定めのない事項又は本要項に定める事項に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとします。ただし、協議が調わない場合においては、教育委員会が定めるものとします。

## 5. 問合わせ先

〒 400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎 9階

甲府市教育委員会 生涯学習室 スポーツ課 地域移行係 担当 廣瀬 若尾

TEL 055-223-7325

E-mail [kyosports@city.kofu.lg.jp](mailto:kyosports@city.kofu.lg.jp)